



トランプ政権下における相互関税の動向

在米日系企業サービスグループ

米国税務ニュースレター 2025 年春エディション¹

2025 年 4 月 2 日の相互関税の発表以降の動向

トランプ政権は 2025 年 4 月 2 日に発表した米国への輸入品に対する相互関税

(“Reciprocal Tariff”, 2025 年 4 月 5 日から適用、4 月 9 日から関税率引き上げ予定) に対するいくつかの修正を 4 月 8、9 日に発表しました。主な変更点として、関税率引き上げの延期、および免除対象の設定が含まれています。

- 2025 年 4 月 8 日に発令された[大統領令 14259 号](#)および 2025 年 4 月 9 日に発令された[大統領令 14266 号](#)に基づき、2025 年 4 月 10 日付けで、大統領令 14257 号の附属書 I (“[Annex I](#)”) に記載されている国の原産品に対する相互関税率は 2025 年 7 月 9 日まで適用が延期され、相互関税は 10%に戻されました。しかし、中国原産品については延期の対象外とし、2025 年 4 月 2 日以降に中国が発表した報復措置を受けて、2025 年 4 月 9 日付けで相互関税率を 34%から 84%に引き上げ、さらに 2025 年 4 月 10 日付けで 84%から 125%に引き上げました。
- 2025 年 4 月 11 日に発行された[大統領覚書](#)での発表、また米国税関・国境警備局 (US Customs and Border Protection、以下“CBP”) が [Cargo System Messaging Service 64724565 号](#)に定めたガイダンスで明確にしたように、中国を含む全ての国の特定の技術製品は相互関税から除外されました。除外とされた項目にはコンピューター、タブレット、サーバー、スマートフォン、ハードドライブ、半導体製の不揮発性データ記憶装置、半導体製造装置、スイッチ、ルーター、モニターなどが含まれます。
- 大統領令 14259 号および 14266 号に基づき、2025 年 5 月 2 日に適用開始予定の中国からの低価格輸入商品に対するデミニマス関税率は、従価法を使用する場合は 30%から 120%に、従量法を使用する場合は 25 ドルから 100 ドルに引き上げられ、2025 年 6 月 1 日には 200 ドルに更に引き上げられます。

米国の相互関税の詳しい背景については、2025年4月7日の[米国国際税務アラート](#)を参照してください。

関税に対する対策例

米国でビジネスを展開している企業は、サプライチェーンを総合的かつ戦略的に評価することにより、上記を含めた第二次トランプ政権が行う可能性のある措置を考慮し、ただちに潜在的な関税リスクの増加に備え、以下の対応を検討することが重要です。

これらの対応には、さまざまな部署（貿易管理、税務、財務、サプライチェーン、製造など）における企業内調整が必要であり相当の期間を要し、実施にはさらに時間がかかると予想されます。

- 米国における輸入申告データの分析を行い、サプライチェーンと輸入の実態を把握する
- シナリオプランニングを通じて、米国その他の市場における（報復関税の可能性を踏まえ）潜在的影響額を定量化する
- 関税評価額を再検討する
 - 価格設定を見直し、関税評価額から非課税費用を特定して分離する
 - 移転価格の評価により最適なマージン四分位を決定し、適用可能な場合には、CBP 調整申告（Reconciliation）プログラムを利用して移転価格調整を申告し、関税還付を実施する
 - 輸入前に関税非課税のコストを排除し、「ファーストセール」による申告価格が認められるよう取引形態を整備しておく
- 関税分類コードが正しく分類されているか、見直しを行う
- 自由貿易協定に基づく原産判定、ドローバックなど、関税優遇制度の利用条件を満たしているか確認し、満たしている場合は関税の減免や還付を実施する
- 海外で組み立てられた米国原産品、および関税の免除の対象となる可能性のあるその他の米国原産の商品・部品等を特定する
- 米国に一度輸入したものを再輸出する場合、保税輸送、保税倉庫、保税製造（Foreign Trade Zone）を活用する
- 様々な関税削減戦略の実現可能性を評価し、設計する

Appendix

Appendix A：2025年2月1日以降にトランプ政権が新しく導入した米国関税の概要

以下は、2025年4月14日時点で、トランプ政権が導入した全ての追加関税の状況を、影響を受ける国別にまとめた一覧表です。

新規および拡大された追加関税				
対象国	関税率	対象製品	適用開始日	文献
全ての指定国	直近の石油輸入から最長1年後まで25%	ベネズエラから石油やガスを、直接的または間接的に購入および輸入した国の全ての製品が対象。米国国務長官により指定されることが条件となる。	指定された場合に発効：2025年4月12日現在、特に指定なし	
全て	25%	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）原産品を除く乗用車（セダン、SUV、クロスオーバー、ミニバン、カーゴバン）、小型トラック、および一部の部品（エンジン、トランスミッション、パワーtrain部品、電装部品）	車両：2025年4月3日 部品：2025年5月3日	米国通商拡大法 232条
ロシアを除く全て	25%	特定の鉄鋼およびアルミニウム製品、およびその他関連する製品	2025年3月12日	

カナダ、メキシコ、キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシを除く全ての国	10%から125% 国により異なる	<p>以下を除く全ての品目に対する相互関税の適用：</p> <p>鉄鋼、アルミニウム製品及びその他関連品目、乗用車、小型トラック、すでに米国通商拡大法 232 条により関税対象となる特定の部品</p> <p>大統領令の附属書 II (“Annex II”) に記載されている品目（銅、木材、医薬品、半導体、特定の重要鉱物、金地金、エネルギーおよびエネルギー製品）。これらの品目は、将来米国通商拡大法 232 条に基づく関税の対象となる可能性あり</p> <p>中国原産を含む全てのテクノロジー製品（コンピューター、タブレット、サーバー、スマートフォン、ハードドライブ、半導体製の不揮発性データ記憶装置、半導体製造装置、スイッチ、ルーター、モニターなど）</p> <p>下記に関しては、関税一部免除の対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 輸入品に金額で少なくとも 20% の米国原産物が含まれている製品 - デミニマス対象（申告価格 800 ドル以下）の品目（中国原産を除く） 	<p>2025 年 4 月 5 日 (10%)</p> <p>2025 年 4 月 9 日 (貿易相手国 57 カ国に対して 11%から 84%の間へ引き上げられ、同日中に 2025 年 7 月 9 日までを条件として 10%に戻された。)</p> <p>中国は例外で、2025 年 4 月 10 日より 125%に引き上げられた。)</p>	国際緊急経済権限法 (“International Emergency Economic Powers Act” – 以下 IEEPA)	
カナダ	25%	全て（エネルギー、炭酸カリウム、及び米国・メキシコ・カナダ協定の認定を受けた品目を除く）	2025 年 3 月 4 日 (2025 年 3 月 7 日以降、USMCA 原産品は免除)	IEEPA	
	10%	エネルギーと炭酸カリウム			
中国 ²	20%	全て	2025 年 2 月 4 日 (10%) 2025 年 3 月 4 日 (20%)		
	従価法で 120%、又は従量法で 2025 年 5 月 31 日までは 100 ドル、それ以降は 200 ドル	国際郵便物・小包	2025 年 5 月 2 日		
メキシコ	25%	全て（炭酸カリウム UMC、及び USMCA にて認定された特定の品目を除く）	2025 年 3 月 4 日 (2025 年 3 月 7 日以降、USMCA 原産品は免除)		
	10%	炭酸カリウム			
ロシア	200%	特定の鉄鋼、アルミニウム製品、及びその他の関連品目	2025 年 3 月 12 日		米国通称拡大法 232 条

Appendix B: 貿易相手国が導入した全ての新たな報復関税の概要

以下は、2025 年 4 月 14 日現在、他の国が米国原産品に対して実施した全ての報復関税をまとめた一覧表です。

米国製品に対する新たな関税と今後追加予定の関税				
発行国	関税	対象となる米国の製品	報復対象	適用開始日
中国	15%	石油、天然ガス、鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花	IEEPA(発動)	2025 年 2 月 10 日
	10%	原油、農業機械、大排気量車、小型トラック、ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果物、野菜、乳製品	IEEPA(関税率引き上げ)	
	125%	全ての米国原産品	相互関税	2025 年 4 月 10 日
カナダ	25%	1,200 以上の品目、さらに追加の可能性有	IEEPA	2025 年 3 月 4 日
		鉄鋼、アルミニウム製品、消費財、貴金属、コンピューター、その他の米国原産品	米国通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼/アルミニウム製品への関税	2025 年 3 月 13 日
		乗用車及び商用車 (USMCA 原産品におけるカナダ・メキシコ原産分価格を除く)	米国通商拡大法 232 条に基づく自動車/小型トラックへの関税	2025 年 4 月 9 日
EU	4.4%~50%	農産物、デニム衣料、ピーナッツバター、自動二輪車、その他順次追加予定	米国通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼/アルミニウム製品への関税	2025 年 7 月 15 日まで一時停止

Endnotes

¹ 当ニュースレターは、[US International Tax Alert dated April 15, 2025](#) の和訳となっています。英語原文と異なる場合には原文が優先となります。

² 米国は 2025 年 5 月 12 日に、中国からの輸入品に関して、関税率を 90 日間の間 30%に引き下げることに合意しています。

Get in touch



About Deloitte

As used in this document, "Deloitte" means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of our legal structure. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional adviser. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication.

Copyright © 2025 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word "Unsubscribe" in the subject line.

